



## ふるさと納税 新規事業者向け説明会 自社製品をふるさと納税返礼品として提供しませんか



前橋市では、ふるさと納税を使ってまちの魅力を全国に伝える返礼品として、本市のイメージアップとなる地場産品やサービスなどを募集しています。

自社製品をふるさと納税返礼品として提供することで、販売チャンネルが増え、販路拡大により、全国の人の目に触れられる機会を増やすことができます！

つきましては、事業者向けの説明会を開催しますので、ぜひご参加ください。

### ○ふるさと納税制度とは

「納税」という言葉がついていますが、都道府県、市区町村への「寄附」です。

ふるさと納税では原則として自己負担額の 2,000 円を除いた全額が控除の対象となるため、「2,000 円の自己負担で、寄附した金額の 3 割相当の野菜やお肉など返礼品がもらえておトク！」と、日本中で利用者が増えています。

### ○前橋市の実績（平成 29 年度）

ふるさと納税により前橋市に集まった寄附金 約 1 億 6600 万円

寄付総額の 3 割相当分のふるさと納税返礼品を、寄附者に送付しています。

### ○返礼品提供を行うメリット

（1）ふるさと納税返礼品として、寄附者に対し本市特産品を送付します。

特産品の代金は、前橋市から事業者に対しお支払いします。

（2）日本一のシェアを誇るふるさと納税総合サイト「ふるさとチョイス」に特産品を掲載することができます。全国のふるさと納税ユーザーに自社製品を見てもらう機会が得られます。

（3）前橋市の特産品として、さまざまな媒体・イベントで周知を行います。

### ○ふるさと納税の返礼品にできる商品

・前橋市内で生産されたものや提供されるサービスで、前橋市の認知度向上やイメージ向上に資する物品やサービスであること。

・ただし、以下のものを除きます。（総務省のガイドラインにより自粛）

ア プリペイドカード、商品券など金銭類似性の高いもの

イ 電子機器、家具、貴金属、宝飾品、時計、楽器など、資産性の高いもの

※自社製品を返礼品として可能かどうかお悩みの場合は、未来の芽創造課ふるさと納税担当（027-898-6641）までご相談ください。

※一定の審査があります。全てを返礼品として提供できるものではありません。

返礼品の提供をお考えの場合、説明会へのご参加をお願いします！

「前橋市のふるさと納税返礼品として、全国に自社製品をお届けしたい！！」とお考えの事業者は、次の説明会へご参加ください。当日のご参加が難しい場合は、お電話でもご相談を承ります。

○イベント名 「ふるさと納税 新規返礼品提供事業者向け説明会」

○日時 8月17日（金）午後2時から午後3時まで

○会場

中央公民館 506 学習室

（前橋市本町二丁目 12-1 前橋プラザ元気 21 5階）

○参加申込方法

8月14日（火）までに、以下のどちらかの方法からお申込みください。

(1) 申込フォームからの申込み（QRコードより登録）

<https://form.os7.biz/f/1ef1dc66/>

(2) お電話での参加申込 027-898-6641（直通）まで

※会社・団体名、会社・団体所在地、ご連絡先、

参加人数、提供を考えている特産品をお伝え下さい。



ふるさと納税制度を使って返礼品を提供することは、みなさまの販売網を広げることができ、また、前橋市を全国に知ってもらうためのキッカケとなります。

ぜひ、前橋市に根付くみなさまの商品で、日本を感動させてみませんか。

前橋市をもっともっと元気にするお手伝いをいただけましたら幸いです。

○駐車場

中央公民館駐車場（前橋プラザ元気 21 北側）をご利用の場合は、4時間分無料です。中央公民館受付（3階）で、各自無料処理をお願いします。

※中央公民館 027-210-2199（直通）

○お問合せ先

前橋市未来の芽創造課 渉外係 伊藤

電話 027-898-6641（直通）

メール [furusato@city.maebashi.gunma.jp](mailto:furusato@city.maebashi.gunma.jp)